

規制の事前評価書

1 規制の名称

ダンスホール等に係る規制の廃止

2 担当部局

警察庁生活安全局保安課

3 評価実施時期

(1) 評価実施時期

平成26年10月

(2) 分析対象期間

平成25年5月から規制の新設に係る条項の施行の1年後までの間

4 規制の目的、内容及び必要性

現在、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第4号で定める一定の資格を有するダンス教師が専ら客にダンスを教授する営業以外のダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業を営もうとする者は、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。しかしながら、ダンスホール等営業の現状においても風俗上の問題が生じているとの実態はほとんどなく、規制の対象から除外しても特段の支障は生じないと考えられることから、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業を規制の対象から除外することとする。

5 法令の名称・関連条項とその内容

現行の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条（用語の意義）、第3条（営業の許可）、第4条（許可の基準）、第5条（許可の手続き及び許可証）、第6条（許可証等の掲示義務）、第7条（相続）、第7条の2（法人の合併）、第7条の3（法人の分割）、第8条（許可の取消し）、第9条（構造及び設備の変更等）、第10条（許可証の返納等）、第10条の2（特例風俗営業者の認定）、第11条（名義貸しの禁止）、第12条（構造及び設備の維持）、第13条（営業時間の制限）、第14条（照度の規制）、第15条（騒音及び振動の規制）、第18条（年少者の立入禁止の表示）、第18条の2（接客従業者に対する拘束的行為の規制）、第21条（条例への委任）、第22条（禁止行為）、第24条（営業所の管理者）、第36条（従業者名簿）、第36条の2（接客従業者の生年月日等の確認）、第37条（報告及び立入り）及び第44条（風俗営業者の団体）

6 想定される代替案

現行の風営法の規制を継続し、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる

営業を引き続き、規制の対象とする。

7 規制の費用

遵守費用

改正案については、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業を風営法の規制対象から除外するものであることから、遵守費用は発生しない。

代替案については、許可申請等の各種規制を遵守するための費用が発生する。

行政費用

改正案については、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業を風営法の規制対象から除外するものであることから、行政費用は発生しない。

代替案については、規制の趣旨を周知徹底するための広報活動等に係る費用、許可申請受理に係る費用、各種規制の遵守状況の把握、違法行為の取締り等に係る行政費用等が発生する。

その他の社会的費用

改正案及び代替案について、上記の費用以外に増加する費用は想定されない。

8 規制の便益

改正案については、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業を営もうとする者が、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けることなく営業をすることができる。

代替案については、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業が、男女に直接的な身体接触をさせる営業であり、売春事犯や男女間の享乐的雰囲気や過度にわたることを助長する側面があり、ダンスが風俗上の問題を生じさせるおそれを接待のそれと同程度のものであり、これを未然に防止するという観点により風俗営業として規制の対象としてきたものである。しかし、近年、ダンス自体が文化として広く国民に受け入れられるようになっており、男女間の身体接触を伴わないダンスも多くなり、また、身体的接触を伴うダンスであっても、一定の資格を有するダンス教師が専ら客にダンスを教授するダンス教授所が増加するなど健全化が進み、それが売春に使用されたり、男女の享乐的雰囲気が過度にわたるといった実態はほとんどみられなくなっている。こうした現状を踏まえると、ダンスが風俗上の問題を生じさせるおそれは、接待と同程度とはいえず、ダンス以外の遊興と何ら異なるところはないことから、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業を風営法の規制対象とする便益は小さい。

9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

改正案の費用と便益を比較すると、遵守費用及び行政費用が生じることなく、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業を営もうとする者が、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けることなく営業をすることができることから便益のみがあると評価することができる。

一方、代替案の費用と便益を比較すると、規制の対象として、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業の許可申請等に係る遵守費用及び行政費用が生じる
ところ、現状において風俗上の問題が生じているという実態がほとんどなく、規制を継続することについて費用を超える便益の存在が認められないことから、規制の対象から除外することが妥当であると評価できる。

10 有識者の見解その他の関連事項

平成26年7月から8月にかけて、「風俗行政研究会」(座長：前田雅英 首都大学東京法科大学院教授)において客にダンスをさせる営業に係る規制の見直しに関する議論が行われ、同年9月に「ダンスをさせる営業の規制の在り方等に関する報告書」が取りまとめられた。

今般の改正案については、当該報告書の内容を反映させたものとなっている。

11 レビューを行う時期又は条件

社会情勢に応じて必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。